

4 DHEAT 先遣隊

令和6年能登半島地震でDHEATが直面した課題は「支援要請の難しさ」でした。いざ災害が起きた時、冷静になすべきことを取捨選択する余裕のないまま眼前の課題への対応に追われてしまいます。自らも被災者となり、突然の事態にどうすればよいか分からない、いくら手があっても足りない状況で、現場で活躍する支援チームは要請できても、業務の全体像をマネジメントする内部の支援をお願いするのは難しいものです。そうした状況でこそより早く支援活動が展開できるよう、都道府県の要請を待たずに厚生労働省の判断で派遣される「DHEAT先遣隊」が制度化されました。

5 まとめ

DHEATは公衆衛生医師や保健師といった行政職員によって構成された、被災自治体における保健衛生行政の指揮調整を支援するチームです。被災地で奮闘される皆様のよき伴走者となれるよう、制度や研修・訓練の在り方についても議論が続けられています。

【引用資料】

1. 厚生労働省. “災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEAT先遣隊派遣事業の実施）について（令和6年10月24日発出）”（別添1引用）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001354302.pdf>.（最終アクセス：令和7年12月23日）

■ 災害時感染制御支援チーム（DICT）の活動について

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

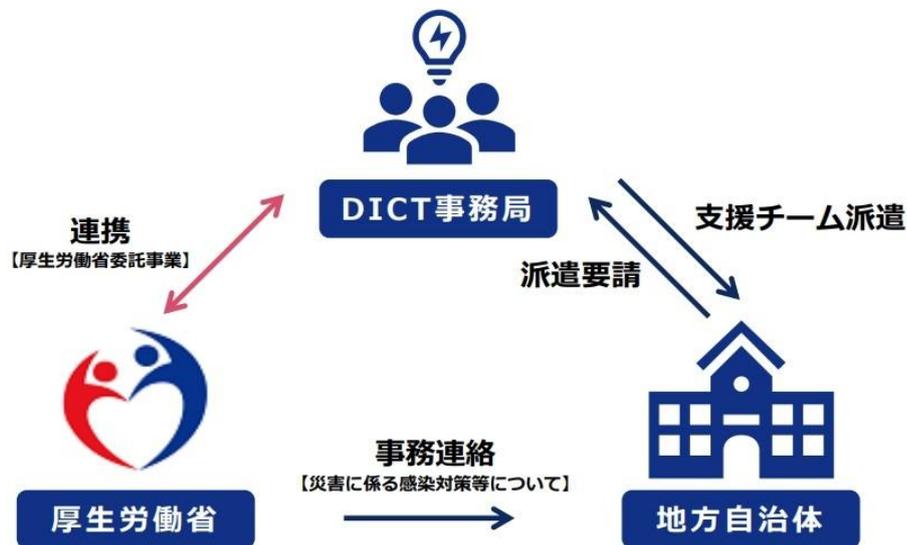
1 DICTとは

災害時感染制御チーム（Disaster Infection Control Team：DICT）は、災害発生時に被災地の避難所等における感染症対策の支援に取り組む支援チームです。自治体等からの派遣要請に基づいて、感染症に関する知見を有する医師、看護師等から構成されるDICTを派遣し、地方公共団体等と連携して避難所等における衛生環境の維持に取り組みます。

（図8）

災害発生時における主な連絡調整と派遣の流れ

災害発生時に地方自治体からの派遣要請等に応じて、迅速かつ効果的に避難所等における感染症対策の支援を行うため、厚生労働省委託事業「災害時感染制御支援チーム（DICT）事務局」を設置する。



4

図8 災害発生時における連絡調整と派遣の流れ¹⁾

2 DICTの経緯

当初、DICTは日本環境感染学会にて組織され活動してきましたが、令和6年能登半島地震において初めて本格導入され、避難所における感染症管理・対策が実施されました。

具体的には、DMATや保健師をはじめとした避難所支援に従事する職員から得られた、避難所の衛生状態や避難者の健康状況等の情報の集約とその把握を行い、それらの情報等をもとに国立感染症研究所が感染症の発生状況を分析し、評価を作成して、保健医療福祉調整本部等の関係機関に情報提供が実施されました。加えて、DICT、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター等の感染症の専門家が、感染症リスクの高い避難所を中心に訪問や電話相談等の支援を実施し、感染者の導線管理、衛生環境の改善、手指消毒や環境清掃等についての助言が行われました。

令和6年能登半島地震ではこのように現場のニーズに応じて、DICT、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、厚生労働省が連携し、現地関係者等と調整を行い、情報収集体制を構築して、現地の感染症対策を支援しました。そして、この活動事例を踏まえ、防災基本計画（令和6年6月28日修正）において、「被災都道府県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。」と規定されました。また、令和6年10月1日には、厚生労働省の委託事業として国立国際医療研究センター、現在の国立健康危機管理研究機構

(JIHS) 内に DICT 事務局が設置されました。

3 DICT の今後について

現在 DICT 事務局では、平時から自治体を含めた関係機関との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果的に避難所等における感染症対策の支援を行うための体制整備を進めているところです。引き続き、災害時における感染症対策の充実を図っていききたいと考えています。

【引用資料】

1. 厚生労働省. “DICT 事務局の設置について（厚生労働省委託事業・DICT 事務局の設置に関する記者発表会資料）（令和6年10月1日発出）”
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001374752.pdf>.（最終アクセス：令和7年12月23日）

■ DWAT（災害派遣福祉チーム）による災害時の支援

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

1 DWAT の概要と創設経緯

近年の災害においては、高齢者や障害者、乳幼児等の地域の要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これらの要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、社会福祉士や介護福祉士等から構成される「災害派遣福祉チーム」(DWAT)を組成し、避難所等において要配慮者に対する生活の困りごとなどの相談支援等を実施しています。(図9)

DWAT の活動は、東日本大震災を契機に一部の府県において先進的な取組が進められていましたが、全国において災害時における緊急一時的な福祉支援体制の構築を推進していくため、厚生労働省では、平成30年に災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインを策定し、都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築及び DWAT の配置を進めており、令和6年能登半島地震において、初めて全国規模での本格活動を行ったところです。